

処方・調剤・ 保険請求の

Q & A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者から質問されて困ったこと、医師に疑義照会したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やFAXによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は採用されないこともありますので、ご了承ください。

Q 湯薬を同一薬局で分割調剤した場合、2回目以降の調剤料はどのように計算するのでしょうか。内服薬と同じように取り扱うのか、それとも、初回か2回目以降であるかにかかわらず調剤した日数分をその都度計算してよいのでしょうか。 (匿名希望)

A 湯薬を分割調剤した場合の調剤料は、内服薬を分割調剤した際の取り扱いに準じて計算してください。

現在の湯薬の調剤料は、調剤した日数分に応じた点数が設定されています。2010年度調剤報酬改定で現行の仕組みに見直されるまで(2010年3月以前)は、投与日数に関係なく定額点数(1調剤につき190点)であったため、分割調剤した場合でも「その都度」所定点数を算定できましたが、2010年4月から調剤日数分に応じた点数に組み替えられたことに伴って、分割調剤した際の調剤料は、内服薬を分割調剤した場合の取り扱いに準じて計算するよう整理されています。

内服薬の調剤料は、調剤日数に応じた点数とされ、同一薬局で分割調剤した場合の2回目以降の点数は「1回目の調剤から通算した日数に対応する点数から前回までに請求した点数を減じて得られた点数により算定する」ことになっています。そのため、内服薬と同じように調剤日数に応じた点数評価の仕組みとなった湯薬についても、これに準じて取り扱うよう考え方が整理されることとなりました。

ただし、浸煎薬の調剤料は、従来通り調剤日数に関係なく定額点数(1調剤につき190点)であり、分割調剤が否かにかかわらず「その都度」所定点数を算定できます。

Q 2013年2月号の本欄で、「プレドニン錠という名称は薬価基準にはありません」という説明がありました。が、「保険薬事典」(平成25年4月版)には「プレドニン錠」は記載されています。これはどう解釈すればよいのでしょうか。 (北海道 匿名希望)

A 「プレドニン錠」は、薬価基準では「㊦プレドニゾロン錠」として収載されていますが、「保険薬事典」(じほう)では、その違いがわかるように、実際の薬価基準の収載名称とそれ以外を色や書体で区別して表記されています。

2013年2月号の本欄では、保険処方せんやレセプト請求における医薬品の記載方法について、薬価基準の収載名称を使用することがルールであることを説明しました。その際の例示として挙げられている「プレドニン錠」(成分名：プレドニゾロン)は、健康保険が適用される医薬

表1 薬価基準におけるプレドニゾロン

別表	第1部 内用薬	規格単位	薬価(円)
品名			
Ⓔ プレディニン錠25		25mg1錠	168.60
Ⓔ プレディニン錠50		50mg1錠	288.40
Ⓔ プレドニゾロン		1g	1,063.20
プレドニゾロン散「タケダ」1%		1% 1g	9.10
Ⓔ プレドニゾロン錠		1mg1錠	8.10
Ⓔ プレドニゾロン錠		2.5mg1錠	9.60
Ⓔ プレドニゾロン錠		5mg1錠	9.60
Ⓔ プレトモール錠50		50mg1錠	31.00
Ⓔ プレトモール錠100		100mg1錠	57.60
⋮			

(薬価基準(2012年3月5日、厚生労働省告示第79号)2012年4月1日適用)

表2 保険薬事典Plus+ (平成25年4月版) の場合 (一部省略)

245 副腎ホルモン剤			
成分	規格・単位	薬価(円)	商品名
〔6〕プレドニゾン系製剤			
Ⓜプレドニゾン	1g	1,063.20	
プレドニゾン散	1% 1g	9.10	プレドニゾン散「タケダ」1%
Ⓜプレドニゾン錠	1mg1錠	8.10	プレドニゾン錠1mg プレドニゾン錠1「ホエイ」 プレロン錠1mg
Ⓜプレドニゾン錠	2.5mg1錠	9.60	プレドハン錠2.5mg プレロン錠2.5mg
Ⓜプレドニゾン錠	5mg1錠	9.60	プレドニゾン錠「タケダ」5mg プレドニゾン錠5mg ⋮ プレドニン錠5mg ⋮

* : 赤字の部分(成分、商品名)は、薬価基準(厚生労働省告示)上の収載名称
 ** : 黒字の商品名は、統一名称収載品目であることを示す
 (薬業研究会 編: 保険薬事典Plus+「プラス」平成25年4月版, じほう, 227-228, 2012より引用)

品ですが、実際の薬価基準(厚生労働省告示)を確認していただければわかる通り、販売名称ではなく「Ⓜプレドニゾン錠」という日本薬局方医薬品・統一名称収載医薬品として薬価収載されていることがわかります(表1)。

一方、ご質問で指摘されている通り、「保険薬事典」には「プレドニン錠」という銘柄も掲載されていますが、こ

れは出版社が「読者の利便を図るため、統一名称収載品目の個別商品名も調査して書籍に掲載」しているもので、薬価収載名ではありません。そのため、実際の薬価基準の収載名称とそれ以外(統一名称収載品目)を区別することができるように、色や書体を変えるなど工夫が行われています(表2)。

質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか? 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

- ①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問
たとえば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている事例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できない事例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。
- ②保険調剤・調剤報酬などに関する質問
たとえば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか? 請求もれがあった場合の対応は? という質問など。
- ③調剤技術などに関する質問
たとえば、A散とB末を配合してもよいか? また、C錠を粉砕

- してよいか? という調剤技術上の質問など。
2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係まで、ご連絡ください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局
 TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270